

オールちばとも



**社会福祉法人による
地域における公益的な取組**

千葉県社会福祉法人経営者協議会

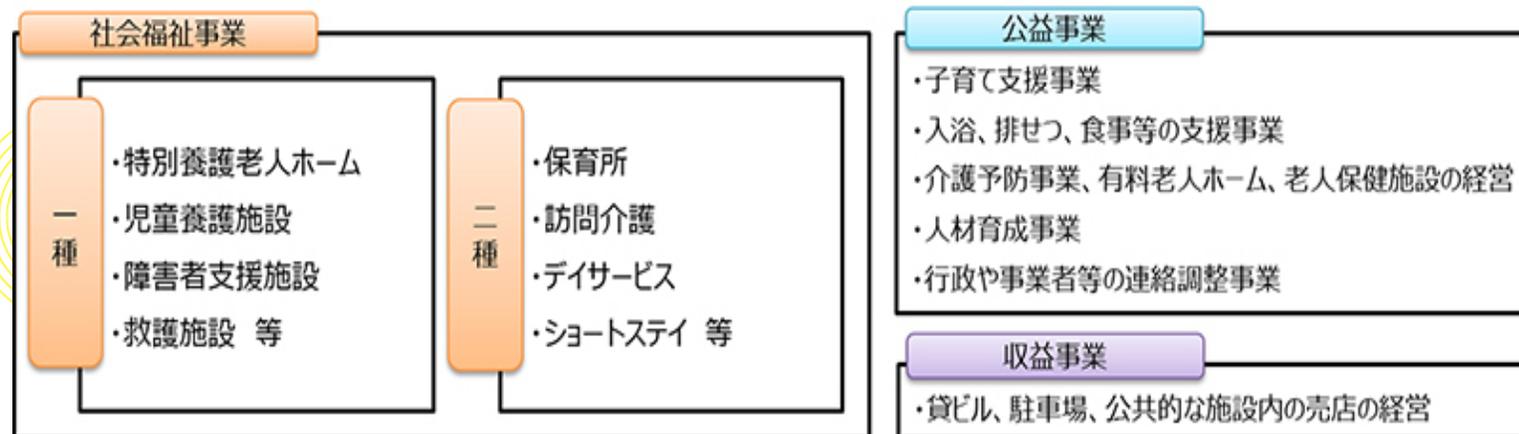
社会福祉法人とは

社会福祉事業を行う民間団体

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されている法人です。公益性の高い、非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実に効果的かつ公正に行っています。

社会福祉事業の分類

社会福祉事業は、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています。高齢者、子ども、障害者、生活困窮者など、さまざまな生活課題や福祉ニーズをもつ方がたの生活を24時間・365日休むことなく支えています。



全ての**社会福祉法人**は、公益性、非営利性の高い法人として、2016年4月から施行された改正社会福祉法において、法人の本旨から導かれる本来の使命、役割を明確化するため、「**地域における公益的な取組**」の実施に関する責務規定が創設されました。

社会福祉法人はこれまで以上に地域福祉の中心的な担い手として、制度にとどまらない、**多様で複雑化している地域の福祉ニーズに応える取り組み**を求められています。

千葉県社会福祉法人経営者協議会の会員法人は、法人連携を図る取り組み「**オールちばとも**」と、各々の会員法人は、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、**法人の自主性、創意工夫による多様な活動を実践**しています。

千葉県社会福祉法人経営者協議会 会員法人連携事業

- 若者チャレンジ支援(デュアル・システム)～働きながら学び、学びながら働く～修学支援、生活費支援制度
- 被災した会員法人への支援(オールちばとも災害支援チーム)
- 千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)派遣に関する協定締結

具体的事業の実践

生活困窮者自立支援法

・就労訓練事業「中間的就労」 ・子どもの学習支援

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

- ・一人暮らし高齢者などへの見守り活動
- ・配食サービス
- ・生きがいづくり、居場所づくり
- ・買い物やごみ捨てなどの生活支援サービス
- ・移動サービス
- ・認知症サポーターの養成、活動支援
- ・介護予防教室

- ・分野横断的な総合相談
- ・ボランティア、福祉人材の育成
- ・福祉教育(ボランティア学習・認知症サポート教室・職場体験学習・実習生の受入れ・障害児との交流)
- ・放課後児童クラブ
- ・子ども110番
- ・子ども食堂
- ・おもちゃ図書館
- ・子育てサロン
- ・法定雇用を超えた障害者雇用の取り組み
- ・災害時の住民支援
- ・無料低額診療事業
- ・無料低額宿泊所
- ・生活困窮者生活相談(生活困窮者レスキュー事業)
- ・刑余者の自立支援、保護観察所との連携による社会貢献活動の受け入れ
- ・法人後見などの権利擁護

